

京都府海岸漂着物対策推進地域計画

平成23年12月策定

目 次

- 1 計画策定の趣旨
- 2 京都府の海岸の特性並びに海岸漂着物等の状況及び課題
 - (1) 京都府の海岸の特性
 - (2) 海岸漂着物等の漂着状況
 - (3) 海岸漂着物等の処理状況及び地域での取組
 - (4) 対策推進に向けての課題
- 3 海岸漂着物対策の基本的な方針
- 4 海岸漂着物対策の推進
 - (1) 相互協力のための体制の整備
 - (2) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進
 - (3) 海岸漂着物等の発生抑制対策の推進
 - (4) 普及啓発及び環境教育の推進
 - (5) 国への要請等
- 5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域
- 6 その他海岸漂着物対策に関し必要な事項
 - (1) 災害により発生した大量の海岸漂着物等に対する的確な対応
 - (2) 海岸管理者等、府、市町村、地域住民の間の情報共有や府民への幅広い情報提供
 - (3) 「京都府海岸漂着物対策推進協議会」による対策の進行管理
 - (4) 国への要請及び近隣他県との連携

1 計画策定の趣旨

海岸は、人々の生活や漁業、流通、商工業などの経済活動を支えるとともに、豊かな海辺の生態系を育んでいます。また、その美しい景観、波の音、潮の香り、水平線の輝きなどは多くの人々を魅了し、憩いや安らぎを与える貴重な自然空間を形成しています。

その一方で、東日本大震災における津波被害をはじめ過去の幾多の災害にみられるように、海岸は、自然界の脅威が人々の生命や生活に甚大な影響を及ぼす危険性を抱えるエリアでもあります。

海岸を含む海辺の環境は、これまで地域住民をはじめ多くの人々の不断の努力の積み重ねによりその保全が図られてきたものです。

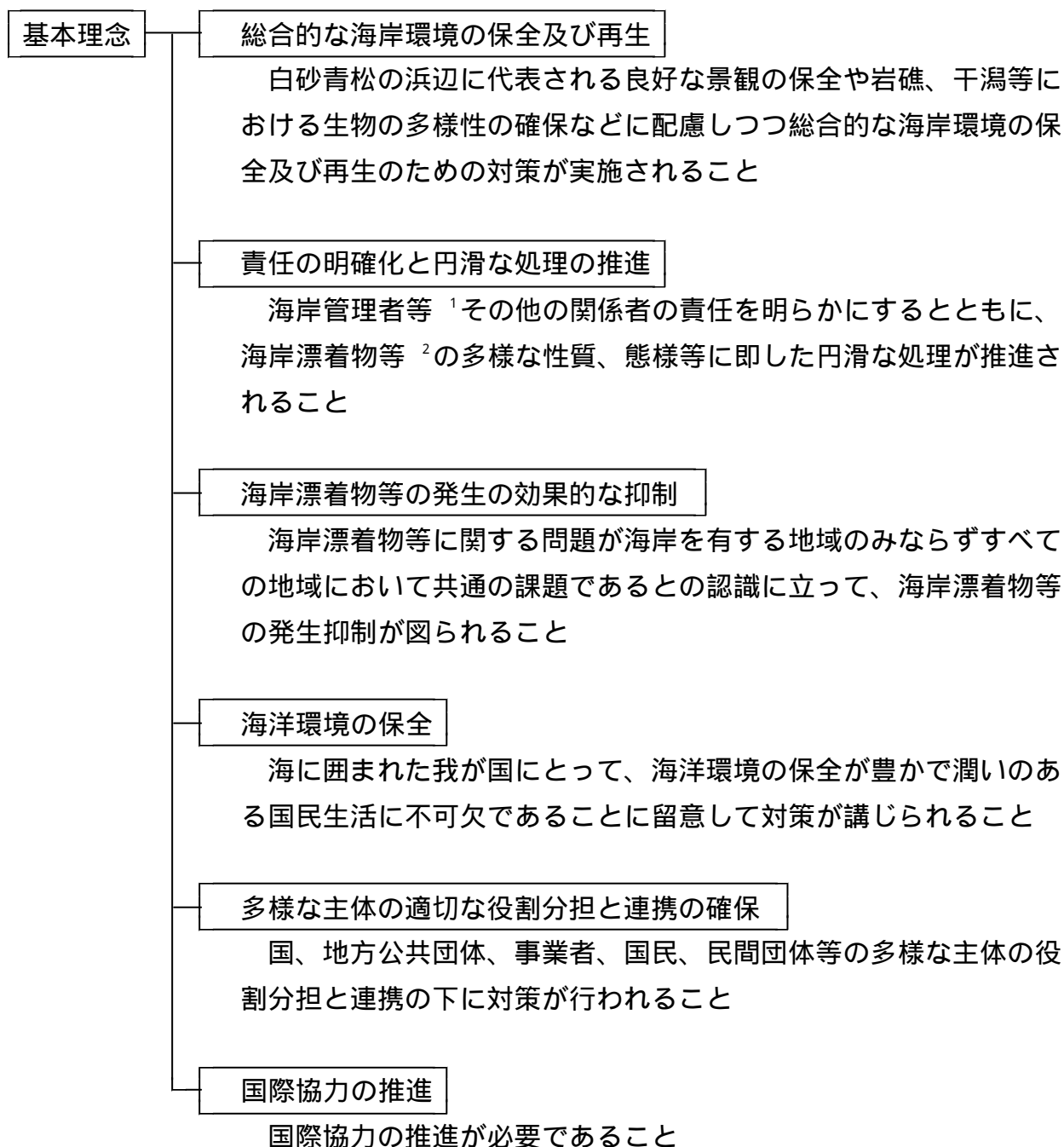
ところが、近年、海岸に国内や国外から大量の漂着物が押し寄せ、また、不法投棄等に伴って海上へ流出した廃棄物が広く海岸に漂着することにより、白砂青松に代表される美しい浜辺の喪失や海岸環境の悪化、海岸機能の低下、漁業への悪影響などが生じています。

こうした状況に対応するため、国においては、平成21年7月に、海岸漂着物対策の推進を図ることを目的として、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律」(平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。)が制定されるとともに、平成22年3月には、同法に基づき、「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」が定められたところです。

海岸漂着物処理推進法においては、海岸漂着物対策を進める上での六つの基本理念が示される(表1参照)とともに、都道府県が、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進する必要があると認めるときは、海岸漂着物対策を推進するための計画を作成することが定められています。

この計画は、海岸漂着物処理推進法に基づき、京都府域における海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものであり、海岸管理者をはじめ府、市町村、地域団体などすべての府民が相互に協力して海岸漂着物対策を進め、美しく豊かな海岸を守り、次代へと引き継いでいくための方策を明らかにするものです。

表1 海岸漂着物対策推進に関する基本理念



1 「海岸管理者等」とは、海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第3項の海岸管理者及び他の法令の規定により施設の管理を行う者であってその権原に基づき、又は他の法令の規定に基づいて国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地を管理する者をいう。

京都府の海岸については、総延長316キロメートルのうち、港湾海岸及び大部分の一般海岸及び一部の漁港海岸240キロメートルは京都府が、農地保全海岸及び大部分の漁港海岸等76キロメートルは市町が海岸管理者となっている。

2 「海岸漂着物等」とは、海岸漂着物処理推進法第2条第2項に規定された海岸漂着物及び海岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物をいう。

2 京都府の海岸の特性並びに海岸漂着物等の状況及び課題

(1) 京都府の海岸の特性

京都府域の海岸は、総延長316キロメートル（表2参照）に及び、砂浜、れき浜、岩石海岸など変化に富んだ地形から成っています。

表2 京都府の海岸総延長

（H23.4.1現在）

分類	海岸管理者	海岸線延長(m)	海岸保全区域 ³	
			延長(m)	指定海岸数 ⁴
港湾海岸	府	132,901	69,231	33
一般海岸	府	99,109	16,416	11
	市	1,757	0	0
漁港海岸	府	7,963	1,400	1
	市町	73,482	18,815	14
農地保全海岸	市	1,274	1,274	7
合計		316,486	107,136	66

3 「海岸保全区域」とは、海岸法第3条の規定により、海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護するため海岸保全施設の設置その他管理を行う必要があるとして指定された区域をいう。

4 「指定海岸」とは、海岸保全区域の指定を受けた海岸をいう。

その特性をあげると、まず、丹後地域の海岸部には、数多くの縄文遺跡、弥生遺跡が分布しています。これは、丹後の地が先史から古代にかけての日本海ルートにおける文化伝播の要衝であったことを示しており、「丹後国中郡誌稿」には、「由来上古の我國は、日本海岸の方が太平洋海岸より早く開けて、出雲といひ、天日槍の但馬にとどまつたことといひ、後に蝦夷の討伐でも、日本海岸にそうて遠く北に進んだので、我丹後の如きも、上古日本海岸に於ける一首要地である」と記されています。

京丹後市の函石浜遺跡では、縄文時代から室町時代までの遺物が出土しており、海岸部を中心に、千数百年にわたって、営々と集落が営まれ、日本海を経由する文化の伝播の回廊としての役割を担ってきたことがうかがえます。

さらに、京都府の海岸線は、屏風岩や立岩で知られる丹後半島の独特な景観や日本三景の一つに数えられる天橋立の織りなす景観などを有し、その海岸線のほとんどが、山陰海岸国立公園、若狭湾国定公園ないし丹後天橋立大江山国定公園の区域に指定さ

れています。

また、鳥取県から府域の経ヶ岬まで東西約110キロメートルにわたる海岸部は、地質学的に貴重な価値を有することから、山陰海岸ジオパークとして、世界ジオパークに認定されています。

このように、京都府域の海岸は、歴史的、文化的、地質学的にすぐれた価値を有しており、海岸漂着物対策に当たっても、このような特性を守り活かし、継承していくことを基本としながら対策に取り組んでいくことが必要です。

(2) 海岸漂着物等の漂着状況

京都府が平成21年度に実施した「海岸漂着物パトロール・収集事業」によると、京都府の海岸線においては、各所で、流木、ポリタンク、ブイ、発泡スチロール片などが、漂着しており、場所によっては大量に堆積している箇所があることが明らかになりました。

漂着物の種類については、一定の地域特性があり、兵庫県境から経ヶ岬までの間は、海外由来の漂着物が占める割合が大きく、宮津湾（阿蘇海を含む。）及び舞鶴湾では、国内由来の漂着物が占める割合が大きくなっています。

「漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査総括検討会報告書」（環境省・平成21年3月）によると、福井県坂井市三国町梶地先海岸～米ヶ脇地先海岸（一級河川九頭竜川河口の北側・調査範囲：約9.5キロメートル）に係る「漂着ゴミの質」として、「流木・灌木が31%、木材が23%、プラスチック類が37%と多く占めていた」と報告されています。また、当該海岸の「漂着メカニズム」として、「回収されたペットボトルの製造国を見ると、春～夏にかけては国内由来：海外由来がおよそ5：1となっており、それが秋～冬にかけてはおよそ1：1に変化していた。秋～冬は、日本及び韓国・中国等の河川や海岸から日本海に流入したゴミが北西の季節風によって海岸に吹き寄せられていると推測された。日本製のペットボトルが大半を占める春～夏については、日本の近傍河川や海岸から日本海に流入したゴミが漂着しているのではないかと推測された」と報告されています。

地域的な漂着物の種類の偏在はあるとしても、京都府域においても、季節的な変動は福井県域の海岸とほぼ同様の傾向にあるものと考えられます。

(3) 海岸漂着物等の処理状況及び地域での取組

海岸漂着物等の処理は、海岸管理者等において、漂着物等の状況に応じて実施されてきていますが、それと併せて、日ごろの海岸清掃については、地域住民や団体により担われている事例が多く見られます。かけがえのない地域の財産を守るため、住民

やNPO等による継続的な取組が各地で行われていますが、そのうち2つの事例を紹介します。

事例： 「天橋立」における取組

日本三景の一つに数えられる景勝地「天橋立」は、季節を問わず多くの人を訪れる丹後地域の重要な観光スポットの一つである。この「天橋立」の環境を保全し、適正な利用を図るため、昭和40年に発足した「天橋立を守る会」では、毎日の天橋立の海岸清掃のほか、毎年恒例行事として春と冬に「クリーンはしだて1人1坪大作戦」に取り組まれている。これは、毎年4月と12月に広くボランティアの参加を呼びかけ、天橋立のごみを収集するもの。平成22年4月4日に実施された「第35回クリーンはしだて1人1坪大作戦」では、約1,800名の参加者により、天橋立の清掃が行われ、松葉等約3.5トンのごみが集められた。

また、同会では、日常的な天橋立の清掃ボランティアの受入の取組として「天橋立まもり隊」のコーディネートを京都府丹後土木事務所や宮津市、与謝野町と協力して実施している。これは、従来、個々に行われてきたボランティア活動を効率的・効果的に実施するため、ボランティアを希望される方に事前に連絡をいただき、作業内容等について調整を行うもの。平成21年度には、15団体で1,000人を超える方々が「天橋立まもり隊」として清掃活動を行っている。

事例： 「琴引浜」における取組

京丹後市の浜辺には、多くの集落があり、多くの人々が海とともに暮らしている。そのような集落の一つ掛津区は、自治会ぐるみで、集落の眼下に広がる天然記念物・名勝「琴引浜」をまさに守ってきた。掛津区自治会では、夏の海水浴シーズンには、全戸総出で浜清掃を実施するとともに、年間をとおし、自治会ぐるみで浜清掃に取り組まれている。

また、「琴引浜」の保全や全国的なPRには、地元の方々を中心に昭和62年に発足した「琴引浜の鳴り砂を守る会」が大きな役割を果たしている。「琴引浜の鳴り砂を守る会」では、掛津区自治会とともに「琴引浜」の保全を進めているが、「全国鳴き砂ネットワーク」を立ち上げたり、「琴引浜」の天然記念物・名勝指定に取り組むなど、「琴引浜」を広く全国に発信する活動を行っている。

会の取組の中でもユニークなのは、実行委員会方式で実施している「はだしのコンサート」。「あなたの拾ったごみが入場券」をキャッチフレーズに多くの方々が浜の清掃活動へ参加し、「琴引浜」での野外コンサートを楽しむもので、17回目となる「はだしのコンサート2010」には、2,000人余りの方が集まる盛況ぶりであった。

(4) 対策推進に向けての課題

これまでみてきたように海岸漂着物等について様々な取組が進められていますが、海岸漂着物等の増加等による環境への様々な影響の懸念を踏まえ、今後の対策に向けての課題は、次のとおりと考えられます。

海岸漂着物等は、絶え間なく漂着するものであることから、海岸管理者等その他の関係者の責任を明確にするとともに、海岸管理者等、府、市町、府民、地域団体等の役割分担と連携の下に、海岸の特性に応じて、持続的に海岸漂着物等を処理するための仕組みづくりが必要

海岸漂着物対策を海岸清掃だけの事後的対策と捉えるのではなく、ごみの発生抑制をも含めた総合的な取組としていくため、沿岸部だけではなく内陸部の住民も含めて情報提供や啓発を推進することが必要

国外や府外由来の漂着物による影響が認められ、逆に、府域を発生源とするごみが国外・府域外の海岸に影響を及ぼしていることも考えられることから、国際的な協力や他府県との連携による対策を推進することが必要

3 海岸漂着物対策の基本的な方針

京都府における海岸漂着物対策は、単に海岸漂着物等の処理にとどまるものではなく、原因そのものを除去する取組や、海岸の有する価値を認識し海岸環境を守り育てていく機運の醸成など総合的な対策を進めていくことが求められます。そのための基本的な方針は次のとおりです。

(1) 海岸漂着物等の処理については、海岸管理者等が、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて必要な措置を講じることとします。

また、海岸漂着物対策の経緯や体制等地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して、海岸管理者等、府、市町、地域団体、占有者等⁵が適切な役割分担のもとに、協力して取組を進める体制を確立します。

5 「占有者等」とは、海岸管理者等でない海岸の土地の占有者や管理者をいう。

- (2) 府内由来の海岸漂着物等の発生を抑制するため、沿岸部だけでなく内陸部においても、府、市町村、地域団体等が、それぞれの役割分担に応じて、ごみの発生抑制や不法投棄の防止のための対策を推進します。
- (3) 海岸漂着物対策を府民みんなで推進するため、海岸保全の大切さや海岸漂着物対策の必要性等について府民への情報発信や啓発を推進します。
- (4) 国外や府外由来の海岸漂着物等の発生抑制を図るため、近隣他県との連携を進めるとともに、国に対して国際的な対応を要請します。

4 海岸漂着物対策の推進

(1) 相互協力のための体制の整備

海岸管理者、府、市町、地域団体及び国機関が、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携して、効率的かつ効果的な対策を実施するため、情報の共有、計画的な対策実施についての調整等を行うことを目的として、「京都府海岸漂着物対策推進協議会」を設置します。

(2) 海岸漂着物等の円滑な処理の推進

海岸漂着物等を適切かつ効果的に処理することにより、海岸の良好な環境を守り環境保全を図るため、各関係者がそれぞれの役割を認識し、次の対策を推進するものとします。

海岸管理者等は、その管理する海岸の区域内において、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じるものとします。処理の実施に当たっては、必要に応じ、府、市町、地域団体等と協議を行い、その協力を得るものとします。

府は、府域における海岸漂着物等の処理が、計画的かつ効率的に実施されるよう、関係者間の調整等を実施します。

市町は、海岸管理者等が行う海岸漂着物等の処理が円滑に実施できるよう、海岸漂着物等の回収、処分等に協力します。

地域団体は、自らの生活環境を構成する海岸の美化に努めるとともに、海岸管理者等、府、市町が行う施策に協力します。

占有者等は、その占有又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めます。

海岸清掃の時期や頻度は、個々の海岸の立地上の特性を考慮し、現地確認等の実施により海岸漂着物等の種類及び量、海岸の利用形態、景観との関係を踏まえ、その海岸管理者等、市町、地元住民等が協議して決定し、計画的かつ効率的な清掃等を実施します。

(3) 海岸漂着物等の発生抑制対策の推進

海岸漂着物等に関する課題解決には、海岸漂着物等の処理に加え、発生抑制を図ることが重要です。

特に、河川の河口付近の海岸では、流域由来のプラスチック類などが大量に堆積している状況にあり、また、漁業者、遊泳者、観光客などの海岸利用者による不適切なごみ処理に起因する海岸漂着物等もみられることから、沿岸部だけでなく内陸部においてもごみの発生抑制や適正な処理の推進を図ることが必要です。

このような観点を踏まえ、次のような取組を推進します。

海岸漂着物等の発生源となるごみの発生抑制を図るため、海岸管理者等は、沿岸住民をはじめ海岸利用者や占有者等に対して適正な海岸利用についての働きかけを行うとともに、海岸における不法投棄の防止等の対策を推進します。

海岸漂着物等には河川から流出してくるごみや草木等が含まれていることから、河川管理者は、河川利用者に対し適正な河川利用を働きかけるとともに、啓発看板の設置等により河川における不法投棄の防止を推進します。また、河川内の除草等適正な河川管理に努めます。

府及び市町村は、海岸漂着物等の発生源となる廃棄物の発生抑制や不法投棄を防止するため、廃棄物の適正処理指導や監視パトロールの強化、警察との連携による厳格な指導等、早期発見・早期着手・早期解決に向けた対策を推進します。

地域団体は、不法投棄を発見した際は、府、市町村等に通報するなど、府、市町村等の行う施策への協力に努めます。

なお、海岸漂着物等の発生メカニズムについては、未だ未解明の部分も多く残されているため、地域での取組に基づく知見を活用するとともに、国に対して、調査研究による解明や関係国に対し原因究明や対策を求めるよう要請します。

(4) 普及啓発及び環境教育の推進

京都府の海岸が有する歴史的、文化的かつ地質学的な価値を保全するとともに、後世に引き継いでいくことが大切です。

このため、海岸管理者等、府、市町村は、清掃活動や環境教育の場において、海岸保全の重要性や地元の方々の取組の紹介などを行うとともに、様々な広報媒体も活用しながら、京都府の海岸の価値とその保全の大切さについての情報を広く発信します。

(5) 国への要請等

国外・府外からの海岸漂着物に対応するため、近隣他県との連携強化を図るとともに、国際的な観点からの対策の推進について、国への働きかけを行います。

また、海岸漂着物対策を推進するための財源について、海岸漂着物処理推進法において、国が必要な財政上の措置を講じることとされていることを踏まえ、対策に関わる海岸管理者等、府、市町村、地域団体等が連携して、国に対し、確実な財源確保が行われるよう要請を行います。

5 海岸漂着物対策を重点的に推進する区域

海岸漂着物対策は、全ての海岸を対象に実施するものですが、海岸の利用状況や景観形成上の観点から特に海岸漂着物対策を重点的、優先的に推進する必要がある区域（以下「重点区域」という。）を設定し、効率的かつ効果的な対策を実施します。

重点区域は、海岸管理者及び市町の意見を踏まえ、当面、表3に掲げる海岸の区域とします。なお、重点区域は、海岸漂着物等の漂着状況に応じ、適宜、区域の見直しを行うこととします。

表3 重点区域

市町名	海岸名	海岸特性	海岸管理者
京丹後市	蒲井海岸	景観形成地	京丹後市
	蒲井東海岸	景観形成地	
	湊宮葛野海岸	景観形成地	京都府
	浦明神崎海岸	景観形成地	
	久美浜海岸	景観形成地	
	大明神河内海岸	景観形成地	
	大向海岸	景観形成地	
	箱石湊宮葛野海岸	海水浴場	
	浜詰海岸	海水浴場	
	浅茂川海岸	海水浴場	京丹後市
			京都府
	小浜海岸	海水浴場	京都府
	琴引浜	海水浴場	京丹後市
	上向海岸	景観形成地	京都府
	下向海岸	景観形成地	
	砂方漁港海岸	海水浴場	京丹後市
	間人漁港海岸	海水浴場	
	後ヶ浜海岸	海水浴場	京都府
	立岩海岸	海水浴場	
	竹野海岸	海水浴場	京丹後市
	此代海岸	景観形成地	京都府
	上野平海岸	海水浴場	
	久僧海岸	海水浴場	
	中浜海岸	海水浴場	京丹後市
			京都府
	尾和海岸	景観形成地	京都府
	袖志海岸	海水浴場	京丹後市
岩田海岸	景観形成地		
伊根町	蒲入海岸	景観形成地	伊根町
	本庄漁港海岸	海水浴場	
	浦嶋海岸	海水浴場	
	泊海岸	海水浴場	
	伊根漁港海岸	景観形成地	

宮津市	大島海岸	海水浴場	宮津市
	岩ヶ鼻海岸	海水浴場	
	里波見海岸	海水浴場	
	江尻海岸	海水浴場	京都府
	天橋立海岸	景観形成地・海水浴場	
	大垣海岸	景観形成地	
	溝尻海岸	景観形成地	
与謝野町	岩滝海岸	景観形成地	京都府
宮津市	文殊海岸	景観形成地	京都府
	栗田田井海岸	海水浴場	宮津市
	島陰海岸（農地保全海岸）	景観形成地	
	島陰海岸（漁港海岸）	海水浴場	
	栗田海岸	海水浴場	
	由良海岸	海水浴場	京都府
舞鶴市	神崎海岸	海水浴場	京都府
	瀬崎漁港海岸	景観形成地	舞鶴市
	竜宮浜漁港海岸	海水浴場	
	野原漁港海岸	海水浴場	

6 その他海岸漂着物対策に関し必要な事項

(1) 災害により発生した大量の海岸漂着物等に対する的確な対応

災害により、大量の海岸漂着物等が漂着した場合には、府は「京都府地域防災計画」に定める「廃棄物処理計画」及び「公共土木施設復旧計画」に基づき、災害対応として、的確に対応することとします。

なお、東日本大震災の教訓を踏まえ、「想定外の災害は起こり得る」との認識のもとに、府及び市町において、災害に備えた「防災計画」の「廃棄物処理計画」を確立するものとしてします。

(2) 海岸管理者等、府、市町村、地域住民の間の情報共有や府民への幅広い情報提供

関係者間の情報共有や府民等への啓発を推進するため、インターネット等を活用して、海岸管理者等や地域団体の取組、その他海岸漂着物等に関する情報の提供に努めます。

(3) 「京都府海岸漂着物対策推進協議会」による対策の進行管理

この計画の推進、進ちょく状況の点検や必要な見直しを行うため、4で示した関係者による「京都府海岸漂着物対策推進協議会」を活用することとします。

(4) 国への要請及び近隣他県との連携

海岸漂着物対策の進展を図るため、関係省庁に対し、海岸漂着物等に関する調査研究の推進、財源の確保等を要請するとともに、近隣他県と連携した取組により効率的・効果的な対策実施に努めます。

(参考)

京都府海岸漂着物対策推進地域計画の検討の経過

地域計画策定協議会の開催

第1回 平成22年9月15日

第2回 平成22年11月25日

第3回 平成23年3月11日

地域計画策定協議会構成メンバー

天橋立を守る会

琴引浜の鳴り砂を守る会

舞鶴市

宮津市

京丹後市

伊根町

与謝野町

近畿地方整備局 福知山河川国道事務所

舞鶴港湾事務所

京都府文化環境部 循環型社会推進課

建設交通部 河川課

港湾課

港湾事務所

農林水産部 水産課

水産事務所

中丹広域振興局 中丹東保健所

中丹東土木事務所

丹後広域振興局 丹後保健所

丹後土木事務所